
6024. MPN消込

業務コード	業務名
MP2	MPN消込

1. 業務概要

マルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）からの消込依頼電文を受信し、以下の手続き（以下、輸入申告等という。）に係る関税等納付情報に消込情報（領収確認情報（リアルタイム口座以外で納付され、かつ許可が必要な場合）及び収納済額）を登録する。なお、納税義務成立前^{*1}のものについては、徴収決定済額（以下、徴定額という。）もあわせて登録する。

本業務により要件が満たされた場合は、輸入許可または出港許可とする（許可要件については、5. 処理内容の「輸入許可処理」及び「出港許可保留解除処理」を参照。）。また、必要に応じて担保額の回復を行う（担保回復の条件は5. 処理内容の「担保回復処理」を参照。）。

本業務で輸入許可となる場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある（輸入許可（沖縄特免制度）を除く）。時間外執務要請届がされていない場合は、本業務の実施後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動（以下、開庁時自動起動という。）される。

- ①輸入申告
- ②輸入申告（少額関税無税）
- ③特例申告（特例委託特例申告を含む。）
- ④蔵出輸入申告
- ⑤移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。）
- ⑥総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）
- ⑦輸入申告（沖縄特免制度）
- ⑧修正申告（特例修正申告を含む。）
- ⑨更正
- ⑩賦課決定
- ⑪決定
- ⑫納付通知
- ⑬調定決議
- ⑭旅具徴税
- ⑮とん税等納付申告
- ⑯石油石炭税特例納付
- ⑰国際観光旅客税

（* 1）納税義務成立前とは、申告等区分コードがA（納付方法が口座振替は除く）、またはEの場合を示し、納税義務成立後とは、それ以外の場合を示す（申告等区分コードが4及び5の場合は、システム上、納税義務成立後として扱う。）。

2. 送受信元

MPN

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

（1）消込依頼電文チェック

以下のチェックを行う（開庁時自動起動を除く）。

（A）チャンネル区分チェック

システムに登録されていること。（レスポンスコード：9001（当該電文処理不可））

(B) 入力区分チェック

システムに登録されていること。(レスポンスコード：9001 (当該電文処理不可))

(2) MPN納付DBチェック

以下のチェックを行う。ただし、開庁時自動起動の場合は、(A)及び(M)のチェックのみ行う。

- (A) 受信した納付番号が存在すること。(レスポンスコード：A003 (お客様番号エラー))
- (B) 完全取引封鎖されていないこと。(レスポンスコード：A006 (確認番号エラー回数オーバー))
- (C) 取引封鎖されている場合は、取引封鎖されてから取引封鎖解除期間を経過していること。(レスポンスコード：A006 (確認番号エラー回数オーバー))
- (D) 受信した確認番号が登録されている確認番号と同一であること。
 - ①完全取引封鎖となる場合(レスポンスコード：A006 (確認番号エラー回数オーバー))
 - ②取引封鎖となる場合(レスポンスコード：A006 (確認番号エラー回数オーバー))
 - ③前述の条件に合致しなかった場合(レスポンスコード：A004 (確認番号エラー))
- (E) 受信した収納日と照会依頼時に登録された収納日が同一であること。なお、リアルタイム口座により納付された場合を除く。(レスポンスコード：A102 (支払い期限切れ))
- (F) 請求金額変更済みによる支払不可の旨が登録されていないこと。(レスポンスコード：A015 (登録取消済みエラー))
- (G) 取消済みによる支払不可の旨が登録されていないこと。(レスポンスコード：A015 (登録取消済みエラー))
- (H) 再送確認以外の場合は、消込済みによる支払不可の旨が登録されていないこと。(レスポンスコード：A201 (支払済み))
- (I) 開庁時MPN消込待ちによる支払不可の旨が登録されていないこと。(レスポンスコード：A201 (支払済み))
- (J) 消込済みでないにもかかわらず金融機関で引落とし済でないこと。(レスポンスコード：A201 (支払済み))
- (K) 受信した関税等納付金額が登録されている納付金額と一致すること。(レスポンスコード：A202 (支払金額相違エラー))
- (L) 「MPN強制消込(MPF)」業務による支払不可の旨が登録されていないこと。(レスポンスコード：9001 (当該電文処理不可))
- (M) 受信した収納日が当該納付番号通知情報出力日*²前でないこと。(レスポンスコード：9001 (当該電文処理不可))

(*2) 包括納期限延長の場合は、調定月の翌月8日

特例申告納期限延長の場合は、輸入(引取)許可月の翌々月8日

特例申告即納の場合は、輸入(引取)許可月の翌月21日(ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を8日にする旨の登録がある場合は、輸入(引取)許可月の翌月8日)

(3) 適用法令チェック(レスポンスコード：A102 (支払期限切れ))

本業務で輸入許可となり、かつ、以下の条件を全て満たす場合は、適用法令チェックを行う。詳細は、「輸入申告審査終了(CEA)」業務の「適用法令チェック」及び「特別緊急関税対象品目関連チェック」を参照。

- ①蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または輸入申告(沖縄特免制度)であること。
- ②輸入許可前貨物引取(以下、BPという。)承認がなされていないこと。
- ③当該輸入申告等の審査終了日と、本業務が行われた日が異なること。

(4) 輸入申告DB等チェック(レスポンスコード：9001 (当該電文処理不可))

本業務で輸入許可となる場合は、当該輸入申告等の番号が輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告(沖縄特免制度)DB(以下、輸入申告DB等という。)に存在すること。

(5) 時間外執務要請届DBチェック

本業務で輸入許可となり、かつ、本業務を行う時間が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下のチェックを行う。ただし、輸入申告（沖縄特免制度）の場合は、チェックを行わない。

①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」が存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 貨物情報関連チェック（レスポンスコード：9001（当該電文処理不可））

(A) 貨物情報DBチェック（海上のみ）

本業務で輸入許可となる場合は、輸入申告DBに登録されているB/L番号に対してチェックを行う。

ただし、蔵出輸入申告*³、移出輸入申告、総保出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）、BP承認後の貨物にかかわる輸入申告（以下、IBPという。）または輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、チェックを行わない。詳細は、CEA業務の「貨物情報DBチェック」を参照。

（*3）輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、チェックを行う。

(B) 輸入貨物情報DBチェック（航空のみ）

本業務で輸入許可となる場合は、輸入申告DBに登録されているAWB番号（HAWB番号を含む）に対してチェックを行う。

ただし、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告、IBPまたは輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、チェックを行わない。詳細は、CEA業務の「輸入貨物情報DBチェック」を参照。

(7) 資金DBチェック（レスポンスコード：9001（当該電文処理不可））

受信した納付番号に係る輸入申告等の番号が存在すること。

(8) 担保DBチェック（レスポンスコード：9001（当該電文処理不可））

IBPまたは納期限延長した担保引落とし済の申告の場合は、資金DBに登録された担保登録番号が存在すること。

(9) 担保引落とし回復DBチェック（レスポンスコード：9001（当該電文処理不可））

IBPで担保引落とし済の申告の場合は、以下のチェックを行う。

①引落とし済みの情報が存在すること。

②削除対象となる旨が登録されていないこと。

(10) 共通管理番号関連チェック

本業務で輸入許可となり、かつ、輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連チェックを行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

- (A) 受信したMPN電文種別が「2710」（再送確認）で、かつMPN納付DBに国庫金消込応答電文が存在する場合、出力情報の出力を行う（当該電文をそのまま出力する）。
- (B) 開庁時自動起動以外の場合
 - (a) 前述の入力条件に合致するかチェックし、確認番号エラーの場合は、レスポンスコードに「0000」以外のコードを設定の上、不正アクセス処理及び出力情報の出力を行う。
 - (b) 前述の入力条件に合致するかチェックし、時間外執務要請届DBチェックエラーの場合は、レスポンスコードに「0000」を設定の上、開庁時MPN消込登録処理及び出力情報の出力を行う。
 - (c) 前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合にレスポンスコードに「0000」を設定の上、以降の処理（不正アクセス処理及び開庁時MPN消込登録処理を除く。）を行う。
合致しなかった場合はエラーとし、レスポンスコードに「0000」以外のコードを設定の上、出力情報の出力を行う。
- (C) 開庁時自動起動の場合
前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は、後述の輸入許可処理以降の処理を行う。
合致しなかった場合はエラーとし、出力情報の出力を行う。

(2) 不正アクセス処理

- (A) MPN納付DB処理
不正アクセス回数を1計上する。
- (B) 不正アクセスログDB処理
納付番号等の情報を登録する。
- (C) 取引封鎖処理
不正アクセス（確認番号エラー）回数が取引封鎖閾（しきい）値に達した場合は、以下の処理を行う。
 - (a) MPN納付DB処理
取引封鎖の旨を登録する。
 - ①取引封鎖年月日時分秒を登録する。
 - ②取引封鎖回数を1計上する。
 - ③不正アクセス回数をクリアする。
 - (b) 完全取引封鎖処理
取引封鎖回数完全取引封鎖閾値に達した場合は、以下の処理を行う。
 - (ア) MPN納付DB処理
完全取引封鎖年月日時分秒を登録し、完全取引封鎖の旨を登録する。

(3) 取引封鎖解除処理

取引封鎖中で、照会依頼日時が取引封鎖日時から取引封鎖解除期間を経過している場合は、MPN納付DBの取引封鎖年月日時分秒をクリアする。

(4) 開庁時MPN消込登録処理

- (A) 開庁時消込情報登録処理
本業務の実施後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）にMPN消込処理を自動起動する旨を登録する。
- (B) MPN納付DB処理
開庁時MPN消込の旨を登録する。

(5) リアルタイム口座引落とし結果登録処理

リアルタイム口座により納付された場合は、以下の処理を行う。

- ①口座引落とし結果をリアルタイム口座履歴DBに登録する。
- ②口座不足による保留を解除した旨を資金DBに登録する。
- ③輸入申告、輸入申告（少額関税無税）、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または輸入申告（沖縄特免制度）の場合は、リアルタイム口座引落とし処理完了の旨を輸入申告DB等に登録する。
- ④特例申告の場合は、リアルタイム口座引落とし処理完了の旨及び特例申告受理された旨を輸入申告DBに登録する（特例申告口座一括引落としの場合は、特例申告受理された旨は登録しない。）。
- ⑤とん税等納付申告の場合は、リアルタイム口座引落とし処理完了の旨をとん税等納付申告DBに登録する。

(6) 輸入許可処理

システムを介して行われた輸入申告、輸入申告（少額関税無税）、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または輸入申告（沖縄特免制度）に係る即納分が消しまれた場合は輸入許可処理を行う。詳細はRCC業務の「輸入許可処理」を参照。

(7) 出港許可保留解除処理（海上のみ）

以下の条件をすべて満たす場合は、出港許可保留解除処理を行う。詳細はRCC業務の「出港許可保留解除処理」を参照。

- ①とん税等納付申告であること。
- ②税関に対する「出港届等（VOX）」業務または「出港届等（WOT）」業務が行われていること。
- ③出港差止め中でないこと。
- ④次港が不開港の場合は、不開港出入許可済みであること。
- ⑤次港が不開港の場合は、出入許可された不開港と同一であること。
- ⑥完納となること。

(8) 資金DB処理

- ①リアルタイム口座以外で納付され、かつ輸入許可または出港許可保留解除が必要な場合は、領収日及び領収済額を登録する。
- ②収納日及び収納済額を登録する。
- ③納税義務成立前^{*1}の場合は、収納日を調定日とし、収納済額を徴定額として登録する。

(9) 担保回復処理

IBPまたは納期限延長した担保引落とし済の輸入申告等の場合は、以下の処理を行う。

(A) 担保DB処理

- ①回復結果を登録する。
- ②既に一部減額が行われ、引き落とされた担保額の一部が回復している場合は、未回復分の担保額を回復する。

(B) 担保引落とし回復DB処理

IBPの場合は、削除対象とする旨を登録する。

(C) 資金DB処理

納期限延長の場合は、回復された旨を登録する。

(10) MPN納付DB処理

- ①再送確認用に国庫金消込応答電文を登録する。
- ②消込済みによる支払不可の旨を登録し、削除対象とする旨を登録する。

(11) 済通登録処理結果確認DB処理

処理結果を登録する。

(12) 納付ステータス管理DB処理

「納付登録（RCL01）」にて口座引落とし対象となった徴収決定情報に紐づく一括納付書番号及び受入科目が全て処理完了となった場合は、処理状況を「通常」に変更する。

(13) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
国庫金消込応答電文	開庁時自動起動以外の場合	MPN
輸入許可等通知情報*4	輸入許可された場合 ①輸入許可通知 ②輸入許可通知（少額関税無税） ③蔵出輸入許可通知 ④移出輸入許可通知 ⑤総保出輸入許可通知	申告者*5
		輸入者および輸入取引者*6
輸入申告等控情報*7	以下の条件をすべて満たす場合は、特例申告控として出力 ①特例申告受理された場合（一括特例申告を除く） ②リアルタイム口座により納付された場合	申告者
		輸入者および輸入取引者*6
一括特例申告控情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①一括特例申告について、特例申告受理された場合 ②リアルタイム口座により納付された場合	申告者
		輸入者および輸入取引者*6
石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報*8	（1）MWC業務による移出輸入申告の場合で、移出輸入許可となった場合は、石油製品等移出輸入許可通知として出力 （2）MWC業務による総保出輸入申告の場合で、総保出輸入許可となった場合は、石油製品等総保出輸入許可通知として出力	申告者*5
		輸入者*6
輸入申告控（沖縄特免制度）情報等*9（海上のみ）	（1）輸入申告（沖縄特免制度）（IBPを含む。）（申告）で、リアルタイム口座により納付され輸入許可となった場合は輸入許可通知兼申告控（沖縄特免制度）として出力 （2）輸入申告（沖縄特免制度）（IBPを含む。）（申告変更）で、リアルタイム口座により納付され輸入許可となった場合は輸入許可通知兼申告変更控（沖縄特免制度）として出力 （3）MPNで納付され輸入許可となった場合は、輸入許可通知（沖縄特免制度）情報として出力	申告者*5

許可・承認貨物（輸入）情報	輸入許可となった場合（IBP許可を除く） ただし、最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB/L番号が登録されている場合は出力しない	通関蔵置場* ¹⁰ （一括申告した場合または複数B/L番号を通関した場合にすべての通関蔵置場）
		保税蔵置場* ⁶ （航空のみ）
		搬入予定場所* ⁶ （予備申告時に本申告の起動方法を税関空港で貨物引取時自動起動とされた場合） （航空のみ）
納付書情報（直納）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①納税方式が即納と個別納期限延長の混在している輸入申告等の場合 ②即納分がリアルタイム口座により納付され、個別納期限延長分を直納で納付する場合	申告者
納付番号通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①納税方式が即納と個別納期限延長の混在している輸入申告等の場合 ②即納分がMPNまたはリアルタイム口座で納付され、個別延長分をMPNで納付する場合	以下のいずれか* ¹¹ ・申告者 ・輸入者 ・輸入者に係る代表通関業者 ・輸入取引者 ・輸入取引者に係る代表通関業者
許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報（海上のみ）	輸入許可（沖縄特免制度）となった場合	通関蔵置場* ⁶ 及び税関（通関担当部門）
リアルタイム口座振替完了通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①リアルタイム口座により納付された場合 ②本帳票を必要とする旨がシステムに登録されている申告者の場合	申告者
リアルタイム口座支払完了通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①修正申告の場合 ②リアルタイム口座により納付された場合	申告者
特例申告口座一括引落とし結果通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①一括特例申告口座一括引落としの場合 ②リアルタイム口座により納付された場合	申告者
とん税等納付申告控情報（海上のみ）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①とん税等納付申告の場合 ②リアルタイム口座により納付された場合	申告者
		申告先税関（収納担当部門）
		申告先税関（監視担当部門）
出港許可（転錨・出港届受理）通知情報（海上のみ）	出港許可となった場合	届出者* ¹²

出港許可（転錨届受理）情報（海上のみ）	出港許可となった場合	出港届の書類提出先税関（監視担当部門）
予備申告（S）通知情報（航空のみ）	予備申告（航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動）に係る本申告自動起動が行われており、許可・承認となった場合（IBP許可を除く）	保税蔵置場*6
MPN支払完了通知情報（許可用）	申告等区分コードがA（当初申告）であるマニュアル申告の場合、または申告等区分コードがE（国際観光旅客税）である場合	申告先税関官署（収納担当部門）
MPN支払完了通知情報（延滞税・担保回復用）	一括納付対象でないマニュアル申告の場合（申告等区分コードがA（当初申告）であるマニュアル申告の場合、または申告等区分コードがE（国際観光旅客税）の場合を除く）	申告先税関官署（収納担当部門）
MPN消込エラー通知情報	前述の入力条件の以下のいずれかに合致しなかった場合 ・MPN納付DBチェック（納付番号存在エラーおよび、再送確認以外で消込済エラーの場合を除く） ・適用法令チェック ・輸入申告DB等チェック ・貨物情報関連チェック ・資金DBチェック ・担保DBチェック ・担保引落とし回復DBチェック	申告先税関官署（収納担当部門）
旅具収納済情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①申告等区分コードが5の場合 ②リアルタイム口座により納付された場合	税関（CIS）
原産地証明書情報確認結果通知情報	以下の条件を全て満たす場合*13 ①輸入申告DBの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている ②許可・承認（BP承認は除く）となった ③全欄に対して内取内容税関確認後取消されていない	原産地証明書内取内容の仮登録者*14
		申告者*14
別紙_原産地証明書情報確認結果通知情報（仕入書／内取情報）	以下の条件を全て満たす場合*13 ①輸入申告DBの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている ②許可となった ③C/O情報DBにおいて、仕入書番号及び仕入書日付の繰返しが2以上登録されている場合、または、内取情報が7以上登録されている場合 ④全欄に対して内取内容税関確認後取消されていない	原産地証明書内取内容の仮登録者*14
		申告者*14

(*4) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D01「輸入許可等通知情報について」を参照。

(*5) CEA業務で情報出力要求表示欄に「Y」が入力され、オンライン・リアルタイム口座により納付された場合は、申告者に出力せずCEA業務の入力者に出力する。

(*6) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(*7) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D02「輸入申告等控情報について」を参照。

(*8) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D04

- 「石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報について」を参照。
- （* 9）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D03「輸入申告控（沖縄特免制度）情報等について」を参照。
 - （* 10）本船扱いで本船利用船会社がシステムに参加している場合は、本船利用船会社へ出力する。
 - （* 11）システムに出力する旨が登録されている利用者のみ出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。
 - （* 12）出港届業務で税関出力要表示に「Y」が入力された場合は届出者に出力せず書類提出先税関（監視担当部門）に出力する。
 - （* 13）本業務を契機に、「原産地証明書情報系帳票出力（1COPR）」業務（多数件）を自動起動し、当該出力情報を出力する。
 - （* 14）当該申告番号の先頭10桁と一致する申告番号がC/O情報DBに登録されている場合、かつ、原産地証明書内取内容の仮登録者（「原産地内取内容仮登録（OAC）」業務の入力者）と申告者が異なる場合は、両方に出力する。